毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○特定調達契約に係る入札の公告……（健康安全局）　1
○土地改良法による道営換地計画の決定……（農業施設管理課）　2
○知事権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　2
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　3
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　3
○道路の供用の開始……（道路課）　4
○平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に必要な資格等
　……（出納局総務課）　4

道企業局告示

○平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に必要な資格等……　10

道人事委員会規則

○東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則……　10
○東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則……　11

道監査委員公表

○監査公表第１号……　11

告　　示

北海道告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ＤＳＰ方式エネルギー補償型モニタリングポスト　一式（９セット）

⑵　調達をする物品の仕様等　　仕様書による。

⑶　納　入　期　日　　平成24年３月30日

⑷　納　入　場　所　　契約担当者が別に指示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成23年北海道告示第７号又は平成24年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑸　当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷及び⑸に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成24年１月６日から同月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
北海道保健福祉部健康安全局

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道保健福祉部健康安全局

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区北３条西６丁目　北海道本庁舎６階保健福祉部１号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588　札幌市

中央区北３条西６丁目　北海道保健福祉部健康安全局）

⑵　入　札　日　時　　平成24年１月17日（火）午後１時（送付による場合は、同月13日（金）までに必着）

⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

６　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の⑵及び⑶による。

７　入札説明書等の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　　４に同じ。

⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量80グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

８　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の⑵のア及び３の⑴による。

９　落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑷、⑺、⑻及び⑾から⒀までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　　称　　北海道保健福祉部健康安全局

⑵　所　在　地　　郵便番号 060－8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電話番号 011－204－5767

11　Summary

A　Nature and quantity of the products to be procured :
A set of digital signal processor system energy-compensated radiation monitoring posts (9 sets)

B　Bid tendering date and time : 1 : 00 P.M., January 17, 2012
(If mailed, bids must arrive no later than January 13, 2012)

C　Contact : Bureau of Health and Safety, Department of Health and Welfare, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5767

北海道告示第２号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により、厚真町美里地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局に備え置いて、平成24年１月11日から20日間、一般の縱覧に供する。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第３号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　白糠郡白糠町刺牛135の１・143（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

２　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備

３　指　定　施　業　要　件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び白糠町役場に備え置いて縱覧に供する。）

北海道告示第４号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林の所在場所　　伊達市館山町20の２・23の１・23の２（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、館山下町182の４

２　指　定　の　目　的　　土砂の崩壊の防備

３　指　定　施　業　要　件

⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐は、択伐による。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第５号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林予定森林の所在場所　　島牧郡島牧村字賀老40の１
２　指　定　の　目　的　　水源のかん養
３　指　定　施　業　要　件
⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐は、択伐による。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第６号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除予定保安林の所在場所　　釧路市音別町４の１（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　　水源のかん養
３　解　除　の　理　由　　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第７号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

１⑴　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　寿都郡寿都町・勇払郡むかわ町・島牧郡島牧村・檜山郡江差町（以上３町１村について次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　　水源のかん養
⑶　変更後の指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法
　　㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　寿都町・むかわ町（以上２町について次の図に示す部分に限る。）
　　㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
２⑴　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥尻町・虻田郡ニセコ町・喜茂別町・勇払郡むかわ町・檜山郡江差町（以上５町について次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
⑶　変更後の指定施業要件
　ア　立木の伐採の方法
　　㈠　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　奥尻町（国有林）、喜茂別町・むかわ町・江差町・奥尻町（以上４町について次の図に示す部分に限る。）
　　㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　寿都郡寿都町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

4(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　山越郡長万部町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　　飛砂の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第８号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　鷹栖江丹別線	上川郡鷹栖町5656番１地先から 旭川市江丹別町芳野122番７地先まで	平成24．1．6

北海道告示第９号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成23年北海道告示第７号に基づき道に申請して平成23年度及び平成24年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成24年１月６日

北海道知事　高　橋　はるみ

第１　資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成23年度及び平成24年度において道が締結しようとする契約のうち１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第４の２を除き、以下「資格」という。）は、当該中欄に定めるものとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号。以下「特例政令」という。）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、２の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、Ａ等級をＡ１又はＡ２に区分する。

１

契約の種類	資格の種類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事

土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事
造林の請負契約	造林	
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類（機械修繕を含む。）、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類（車両修繕を含む。）、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他（洗濯を含む。）
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
印章の製造の請負契約	印章の製造	印章の製造
複写機、電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	複写機、電子計算機、自動車
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	

2　（工事予定価格に応ずる等級区分）

種類／等級	区分	一般土木工事	舗装工事	鋼橋上部工事	建築工事	電気工事	管工事	農業土木工事	水産土木工事	森林土木工事
A	A１	10,000万円以上	6,000万円以上	5,000万円以上	10,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上	7,000万円以上	6,000万円以上	5,500万円以上
	A２	25,000万円未満 7,000万円以上								
B		7,000万円未満 3,500万円以上	6,000万円未満	5,000万円未満	10,000万円未満 4,000万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上	7,000万円未満 4,000万円以上	6,000万円未満 3,500万円以上	5,500万円未満 2,500万円以上
C		3,5000万円未満			4,000万円未満	700万円未満	800万円未満	4,000万円未満 2,000万円以上	3,500万円未満	2,500万円未満
D								2,000万円未満		

（注）Ａ１に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能であり、２以上の総合振興局又は振興局の所管区域において契約履行が可能なものとし、Ａ２に区分する者は、Ａ１に区分する者以外のものとする。

第２　資格要件

１　共通的資格要件

各資格の共通の要件は、⑴から⑶までのいずれにも該当することとする。

⑴　政令第167条の４第１項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項（政令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

２　資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

⑴　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事

ア　㈠から㈤までのいずれにも該当すること。

㈠　申請しようとする月の初日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定め

る建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて２年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業又は水道施設工事業
農業土木工事	
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業又は鉄筋工事業
電気工事	電気工事業、消防施設工事業又は電気通信工事業
管工事	管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、さく井工事業又は熱絶縁工事業
塗装工事	塗装工事業
道路標識設置工事	とび・土工工事業
機械器具設置工事	機械器具設置工事業又は鋼構造物工事業
造園工事	造園工事業

(ｲ) 資格審査の申請をする日の１年７か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ｱ)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第１項に規定する総合評定値の通知を受けていること。

(ｳ) 基準日以後に受けた建設業法第27条の23第１項に規定する経営事項審査の申請をした日の直前の事業年度の終了の日の直前２年の各事業年度のいずれかの決算において、(ｱ)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第１のただし書に規定する等級は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案して格付する。

(ｱ) 客観的審査事項

平成20年国土交通省告示第85号又は平成22年国土交通省告示第1175号に定める項目

(ｲ) 技術・社会的審査事項

工事施行成績、表彰（北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に定める表彰をいう。）、通年雇用対策、社会貢献、新分野進出、品質向上への努力、環境対策への努力、安全・安心への貢献、仕事と家庭の両立支援及び障がい者の就労支援（(ｱ)で平成22年国土交通省告示第1175号の定めるところにより客観的審査を行う場合にあっては、品質向上への努力及び環境対策への努力のうちＩＳＯ14001認証に係る審査項目を除く。）

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃及び造林

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ 申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

ウ 申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいる

こと。
イ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。
ウ　次の(ｱ)又は(ｲ)の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。
(ｱ)　印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機
(ｲ)　印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機
(6)　物品の購入及び物品の賃貸借
ア及びイのいずれにも該当すること。
ア　申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
イ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。
(7)　庁舎等清掃
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項第１号又は第８号の登録を受けていること。
イ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
ウ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る実績を有していること。
(8)　庁舎等警備
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア　警備業法（昭和47年法律第117号）第４条の規定による警備業の認定を受けていること。
イ　警備業法第９条又は第40条の規定による届出書の提出を必要とする者にあっては、当該届出書の提出を行っていること。
ウ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
エ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る実績を有していること。
(9)　庁舎等消防設備保守点検
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　従業員の中に、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の６に規定する消防設備士の資格を有する者が１人以上いること。
イ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
ウ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る実績を有していること。
(10)　ボイラー等運転操作
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　従業員の中に、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条に規定するボイラー技士の資格又は同法第76条に規定するボイラー技能講習修了の資格を有する者が１人以上いること。
イ　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
ウ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る実績を有していること。
(11)　情報システムの開発
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上その事業を営んでいること。
イ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間に情報システムの開発実績を有していること。
ウ　２年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。
(12)　船舶の建造又は修理
アからエまでのいずれにも該当すること。
ア　申請しようとする月の初日現在において引き続き２年以上それらの事業を営んでいること。
イ　個人にあっては、従業員の数が20人以上であること。
ウ　申請しようとする月の初日の直前２事業年度分（当該２事業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。
エ　30トン以上の船舶の建造又は修理の能力があること。
(13)　林産物の売払い
アからウまでのいずれにも該当すること。
ア　申請しようとする月の初日現在において引き続き１年以上その事業を営んでいること。
イ　申請しようとする月の前月末日から遡って１年間にその事業に係る仕入高を有していること。
ウ　個人にあっては、従業員の数が３人以上であること。
3　資格の種類ごとの要件の特例
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律

（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、⑴に該当する場合は、２に規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高、実績、年間平均完成高若しくは仕入高又は情報システムの開発実績にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申請の時期

資格審査の申請は、次の⑴から⑸までに掲げる区分に応じ、それぞれ⑴から⑸までに定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第４条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、⑴に定める時期以外の時期であっても、申請を受け付ける。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の１月３日までの日を除くものとし、受付時間は午前９時から午後５時までの間とする。

⑴　⑵から⑸までに掲げる者以外の者

平成24年12月28日（金）まで随時

注　資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があった日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

⑵　共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

⑶　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

⑴に定める時期及び当該証明を受けたとき。

⑷　設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

⑴に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

⑸　知事が特に必要と認めた者

知事の指定する日

２　申請の方法

資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

	申請書類の提出先	
資格の種類	主たる営業所が道外にある者	主たる営業所が道内にある者
一般土木工事	建設部建設管理局建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する総合振興局又は振興局の地域政策部総務課
舗装工事		
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計		
地質調査		
技術資料作成		
測量		
道路清掃		
農業土木工事	農政部農村振興局事業調整課	
水産土木工事	水産林務部総務課	
森林土木工事		
造林		
物品の購入	出納局集中業務室調達課	
印刷物の製造		
印章の製造		
物品の賃貸借		
庁舎等清掃	出納局集中業務室財産管理課	出納局集中業務室財産管理課
庁舎等警備		
庁舎等消防設備保守点検		
ボイラー等運転操作		

情報システムの開発	総合政策部科学ＩＴ振興局 情　報　政　策　課	総合政策部科学ＩＴ振興局 情　報　政　策　課
船舶の建造又は修理	水産林務部総務課	水産林務部総務課
林産物の売払い	水産林務部森林 環境局道有林課	総合振興局又は振興局の森林室（石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）

（注）1　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、土木施設物の設計、建築物の設計、地質調査、技術資料作成、測量、道路清掃、農業土木工事、水産土木工事、森林土木工事又は造林の資格審査の申請をする者のうち次の⑴又は⑵に該当するものは、それぞれ⑴又は⑵に定める提出先に申請書類を提出しなければならない。

⑴　主たる営業所が道内にある者のうち国土交通大臣の行う建設業法第３条第１項の許可を受けたもの（許可申請中の者を含む。）　「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先

⑵　申請書類の提出先が建設部建設管理局建設情報課、農政部農村振興局事業調整課又は水産林務部総務課である資格審査の申請を、複数の提出先に同時にしようとする者　建設部建設管理局建設情報課

2　物品の購入、印刷物の製造、印章の製造又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち主たる営業所が札幌市にあるものは、出納局集中業務室調達課に申請書類を提出しなければならない。

3　情報システムの開発の資格審査の申請については、インターネットにより次のホームページにアクセスし、必要事項を入力の上送信するとともに、総合政策部科学ＩＴ振興局情報政策課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。第６に規定する資格審査の再申請についても同様とする。

ホームページ　北海道電子自治体共同システム

アドレス　https : //www.harp.lg.jp/

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から平成25年３月31日までとする。

2　有効期間の更新手続

１の有効期間を更新しようとする者は、平成24年度に平成25年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第５　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1　第２に規定する資格要件（第２の１の⑶に規定する資格要件及び第２の２に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。

2　当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第６　資格審査の再申請

1　再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

⑴　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者

⑵　⑴に該当する構成員を有する資格者である共同企業体

⑶　一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事、造園工事、農業土木工事、水産土木工事又は森林土木工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの

⑷　中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

⑸　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2　再申請の方法

再申請しようとする者は、第３の２の表の「主たる営業所が道外にある者」欄に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第７　その他

1　資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、道が実施する入札等に参加することができない。

2　共同企業体の取扱いについては、第１から第６までに定めるもののほか、別に定めるところによる。

道　企　業　局　告　示

北海道企業局告示第１号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を公示する。

なお、既に平成23年北海道企業局告示第１号に基づき道に申請して平成23年度及び平成24年度における競争入札に参加する者に必要な資格を有する者は、この公示により新たに申請することを要しない。

平成24年１月６日

北海道公営企業管理者　成　田　一　憲

第１　資格の種類及び調達をする物品等又は特定役務の種類

平成23年度及び平成24年度において道（企業局）が締結しようとする契約のうち平成24年北海道告示第９号（以下「北海道告示第９号」という。）第１の１の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第４の２により適用する北海道告示第９号第４の２を除き、以下「資格」という。）は、北海道告示第９号第１の１の表の中欄に定められているとおりとし、当該種類の契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第２条第２号に規定する物品等又は同条第３号に規定する特定役務の種類は、北海道告示第９号第１の１の表の右欄に定められているとおりとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、農業土木工事、水産土木工事及び森林土木工事の資格にあっては、当該資格を、北海道告示第９号第１の２の表の定めるところにより、契約の金額（工事予定価格）に応じ、ＡからＤまで又はＡからＣまで若しくはＡ及びＢの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあっては、Ａ等級をＡ１又はＡ２に区分する。

第２　資格要件

１　共通的資格要件

北海道告示第９号第２の１に定められているとおりとする。

２　資格の種類ごとの要件

北海道告示第９号第２の２に定められているとおりとする。

３　資格の種類ごとの要件の特例

北海道告示第９号第２の３に定められているとおりとする。

第３　資格審査の申請の時期及び方法

１　申請の時期

北海道告示第９号第３の１に定められている時期にしなければならない。

２　申請の方法

北海道告示第９号第３の２に定められているとおりとし、この申請をもって道（企業局）への申請が併せてあったものとみなす。

なお、道（企業局）との契約における建設工事共同企業体に係る資格審査の申請は、企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出することにより行うことができる。

第４　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

１　資格の有効期間

北海道告示第９号第４の１に定められているとおりとする。

２　有効期間の更新手続

北海道告示第９号第４の２に定められているとおりとする。

第５　資格の喪失

北海道告示第９号第５に定められているとおりとする。

第６　資格審査の再申請

１　再申請の事由

北海道告示第９号第６の１に定められているとおりとする。

２　再申請の方法

北海道告示第９号第６の２に定められているとおりとする。ただし、第３の２のなお書により企業局総務課に申請した建設工事共同企業体に係る再申請は企業局総務課に、同課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第７　その他

北海道告示第９号第７に定められているとおりとする。

第８　資格審査の結果

知事からの通知をもってこれに代えるものとする。ただし、第３の２のなお書及び第６の２ただし書による資格審査の結果は、公営企業管理者から通知する。

道人事委員会規則

東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成24年１月６日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則13－83

東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）第11条第１項第４号及び第２項並びに第15条の規定の適用については、同号中「５日」とあるのは「５日（東日本大震災に際し災害救助

法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、７日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項中「前項第４号」とあるのは「前項第４号（東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条中「第11条第１項各号」とあるのは「第11条第１項各号（東日本大震災に対処するための北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成24年１月６日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則13－84

東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）第11条第１項第４号及び第２項並びに第15条の規定の適用については、同号中「５日」とあるのは「５日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、アに掲げる活動を行う場合にあっては、７日）」と、同号ア中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項中「前項第４号」とあるのは「前項第４号（東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条中「第11条第１項各号」とあるのは「第11条第１項各号（東日本大震災に対処するための北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

道　監　査　委　員　公　表

監査公表第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第４項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年１月６日

北海道監査委員　坂　本　人　士

北海道監査委員　太　田　　博